

相模原市 ファミリー・サポート・センター 会員の手引き

困ったときはお互い様！



相模原市：さがみん

相模原市社会福祉協議会：にこまる

会員番号

地区

説明会

年

月

日

目 次

1	ファミリー・サポート・センター事業とは …	1
2	主なサポート内容 ……………	2
3	サポート時間・場所 ……………	3
4	登録から退会までの流れ ……………	4
5	事前打合せについて ……………	7
6	謝礼について ……………	10
7	サポート報告書について ……………	12
8	注意事項 ……………	13
9	補償保険制度について ……………	14
10	災害時について ……………	18
11	病気・ケガ・事故発生について ……………	20
12	サポート上の注意点 ……………	22
13	安全チェックリスト ……………	24
14	ヒヤリ・ハット報告書 ……………	25
15	1年間サポートのなかった利用会員へ …… ～安心してサポートをお願いするために～	26
16	子育て支援団体等について ……………	27
17	子どもに関する相談窓口 ……………	28
	・相模原市ファミリー・サポート・センター 謝礼半額免除用申請書	29
	・緊急時の対応について	31

ファミリー・サポート・センター事業は地域の子育て支援事業として
相模原市の委託を受け、相模原市社会福祉協議会が運営しています



※手引きの文中「センター」とはファミリー・サポート・センター事務局のことをさします

1 ファミリー・サポート・センター事業とは

子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）が、身近な地域で子育ての相互援助活動（地域の支え合い）を行う会員制の仕組みです。

☆会員の対象者は相模原市内在住・在勤・在学の方

【利用会員】

- 生後0か月から小学校6年生の子ども（子どもに障がいがある場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の保護者

【援助会員】

- 20歳以上の方
- 子どもが好きで心身ともに健康な方
- 責任をもって子どもを預かってくださる方
- センターの講習会を受けた方

※保育士・幼稚園教諭・小学校教諭・保健師・看護師等は講習会一部免除



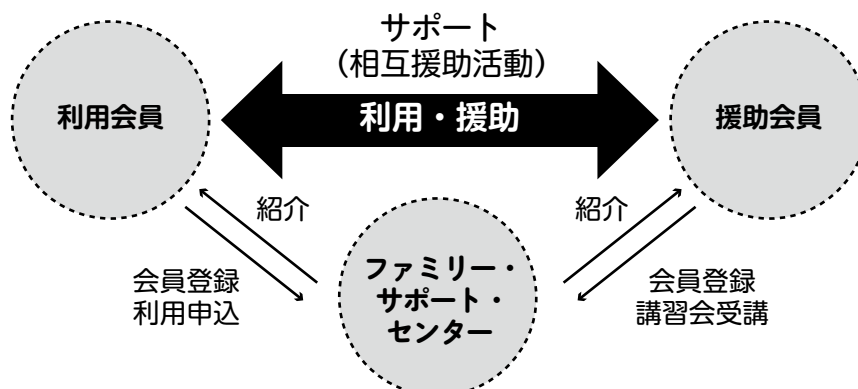
【両方会員】

利用会員と援助会員を兼ねる方

【ファミリー・サポート・センター】

- 会員の管理及び会員間で行う相互援助活動の調整

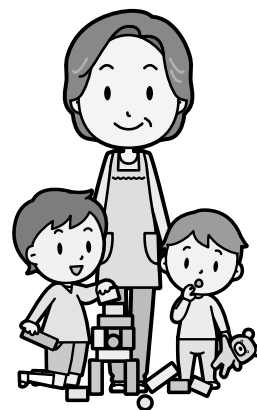
※会員間の相互援助活動は、利用会員からの依頼に基づき、援助会員がサポートを実施するもので、会員間の「準委任契約」にあたります。



利用会員も援助会員も同じ会員で対等の立場です。
良好なお付き合いができるように、お互いに約束したことを守る
など、信頼関係を大切にしてください。

2 主なサポート内容

- 1 保育所・幼稚園・学校・児童クラブ（以下「保育施設等」）等の送迎とその前後の預かり
- 2 習い事への送迎とその前後の預かり
- 3 保育施設等の休みのときの預かり
- 4 保護者のリフレッシュ、外出時の預かり
- 5 兄弟姉妹の保護者会等学校行事への参加時の預かり
- 6 利用会員や家族の病気・介護時等の預かり
- 7 子どもの軽度の病気時の預かり



※軽度の病気とは、軽い発熱や法定伝染病の予後等で、感染の恐れがなく、発熱・嘔吐・下痢をしていない等、他人に預けても問題がない状態です。

- 8 利用会員宅での子どもの見守りや外遊びの相手

※利用会員宅等で援助会員がサポートをすることを、センターでは「見守り」といいます。

お受けできないサポート内容

- 1 保育施設等から体調悪化で呼び出しがあった時のお迎え
- 2 医師の処方箋以外の薬を飲ませたり、塗布すること
- 3 保護者の代りに子どもを病院に連れて行くこと
- 4 病気時の預かりや送迎
- 5 子どもの通っている小学校や保育所、幼稚園等で新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等が発生し、学級閉鎖、休校、臨時休園になったときは、対象児が健康であってもサポートはできません。
- 6 家事援助
- 7 子どもを入浴させること
- 8 宿泊を伴う預かり
- 9 別世帯の複数の子どもの預かり（兄弟姉妹は可能）
- 10 自転車の利用を伴うサポート（援助会員が利用会員宅等を往復する際に、一人で自転車に乗って移動することは可能）
- 11 避難訓練の引き取り



※内容は変更になる場合があります。

3 サポート時間・場所

(1) サポート時間

- 原則、午前6時から午後9時です。それ以外の時間帯はセンターにご相談ください。

(2) サポート場所

- 預かりは原則**援助会員宅**で行います。
- 会員間で合意が得られた場合は、公園、こどもセンター等でサポートをすることも可能です。
- 保護者が在宅の場合に限り、利用会員宅**でもサポートができます。
例) 自宅で仕事をしている間の保育。赤ちゃんの見守りや上の子の遊び相手等。
※生後0～3か月未満のお子さんは保護者がそばにいる場所でのサポートになります。

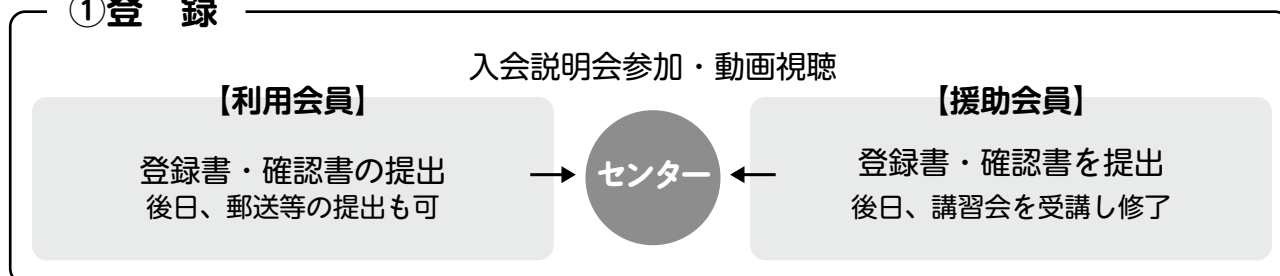
(3) 預かり・見守りの時間について

- 援助会員宅等での子どもの預かりは長くても5時間まで、利用会員宅等での子どもの見守りサポートは長くても3時間までです。
安全に過ごせるよう注意してください。
※サポート時間（謝礼のかかる時間）
預かり（5時間まで）・見守り（3時間まで）+援助会員の移動時間
※長い時間の預かりサポートや、見守りサポートは、援助会員が目から離れる場面が多くなることも考えられます。（トイレ、家族の食事作りなど）
また、援助会員の家族が負担に感じたり、援助会員自身が疲れを感じ、安全にサポートが出来ない場合もあります。
※ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児の保育施設に代わる長時間保育ができる場所ではなく、短期的、補助的な活動です。ベビーシッターとはちがいます。

4 登録から退会までの流れ

ステップ1 【登録⇒申込み⇒援助会員の紹介】

① 登録



② 利用の申し込み

登録書を提出しただけでは、援助会員の紹介はできません。

【利用会員】

利用会員は援助会員にお願いしたいことが具体的になったらセンター☎042-730-3885へ連絡してください。
※援助会員の紹介まで日数がかかる場合もあります。余裕を持ってお申込みください。

センター

例) A保育園に4月から入所します。
第1・第3水曜の午後6時から8時までお迎えと預かりをお願いします。

※利用について、家族で十分に話し合ってください。

③ センターによる調整

利用申し込み内容の条件に近い援助会員にセンターがご相談します。

センター

「この内容でサポートできますか？」と相談

【援助会員】



④ 援助会員の紹介

利用会員、援助会員の合意が得られたら、事前打合せ（顔合わせ）に進みます。

※利用会員の依頼内容・希望によっては紹介ができないこともあります。

※利用会員一世帯につき、原則援助会員お一人の紹介となります。

※妊娠中の方も登録書の提出は可能です。（仮登録）

お子さまの誕生のご連絡をもって、登録完了となります。

ステップ2 【事前打合せ】

①事前打合せ（詳細P7～9）

原則アドバイザーが立ち会い、平日の日中センターの開設時間内で調整します。

利用会員は子どもを同伴し、原則援助会員宅で具体的な打合わせを行います。

土・日・祝日の事前打合せはできません。

【打合せの内容】

- ☐ お互いの紹介
- ☐ 利用内容の確認
- ☐ 事前打合せ票作成

事前打合せ後

ペア成立



②施設への紹介

（保育所・幼稚園・児童クラブ等送迎）

保育所・幼稚園・児童クラブ等送迎の場合は、利用会員は援助会員をその施設に紹介し、送迎の手順等について確認します。

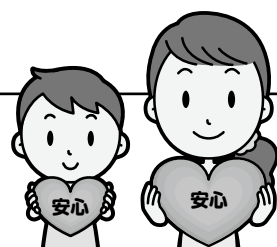
※施設1か所につき1時間分の謝礼と交通費実費を援助会員に支払います。

※施設紹介がない方は、
③へ

③お試しサポート

サポートの前には必ず、「お試しサポート」を行います。

※お試しサポートは通常のサポート同様、謝礼が必要です。



ペアが成立した後は、会員同士で連絡を取り合いお子さんの様子等を伝えながら安全なサポートができるよう協力しましょう。

ステップ3 【サポート】

① 依 頼

利用会員は援助会員に**直接サポートを依頼**し都合をききます。
センターは通しません。
保育所等送迎依頼の場合は、利用会員から施設へ事前に連絡を入れてください。
依頼できる内容は、「事前打合せ」で確認した内容のみとなります。

例)
「明日援助会員の
〇〇さんが
17:30頃
お迎えに行きます」

② サポート当日（予定に沿ってサポート）

子どもの健康状態・機嫌・荷物等を会員間で確認します。

【利用会員】

子どもを預けていることを意識し、携帯電話等連絡がとれる態勢でいてください。

【援助会員】

P22～24を参照の上、サポートに安全な環境づくりに努めてください。

③ サポート終了時（報告書の作成と謝礼の支払い）

【利用会員】

「サポート報告書（領収書）」（P12）の記載内容を確認し、謝礼を渡してください。
謝礼はお釣りの無いよう、また小袋に入れる等、子どもの前での現金の授受は配慮してください。

【援助会員】

サポート終了後に「サポート報告書（領収書）」を記載し謝礼を受けとります。
サポート中に起きたケガ等は小さなことでも必ず利用会員に伝えてください。

必ずサポート同月内で精算し、援助会員は報告書を翌月5日までにセンターへ提出します。

ステップ4 【ペア解消または退会】

【利用会員】

サポートの必要がなくなった場合等は、援助会員とセンターへ連絡をしてください。退会する場合はその旨も伝えてください。

【援助会員】

サポートの継続が難しくなった場合は、利用会員とセンターへ連絡をしてください。

※事前打合せ票は、センターに返却又は、各自シュレッダー等で責任をもって破棄してください。
個人情報記載された書類のため、取り扱いには十分注意してください。
お互いに感謝の気持ちを込めてペアを組んだ方へ連絡を入れましょう。



お世話になりました

5 事前打合せについて

必要なもの

事前打合せ票

※サポートをする子ども1人につき1部ずつ必要です

※利用会員・援助会員で話し合い記入します

打合せ場所

子どもを預かる場所

(送迎等、サポート内容によっては、打合せ場所を話し合いで決めます)

参加する人

利用会員、サポート対象の子ども、援助会員、アドバイザー

費用

利用料金（謝礼）は不要ですが、援助会員の交通費はお支払いください

打合せ時間

目安は1時間程度

お互いに十分話し合ってください。
お願いしたいこと・できないことをはっきり伝えてください。

(1)『事前打合せ票』の確認

①サポート内容について

日 時：日付や曜日、定期・単発、頻度

開始時間・終了時間（何時までになる可能性があるか等）

内 容：送り・迎え・預かり・見守り

場 所：受け渡し場所・預かり場所（援助会員宅等）・見守り場所（利用会員宅等）

移 動 手 段：徒歩（ベビーカー：操作の仕方等確認）・電車・バス・車・タクシー

※道順や駐車場所を確認します。交通費を決めます。

施設への紹介：保育所・幼稚園・児童クラブ等の送迎の方は施設への紹介が必要なため、

日程・場所の確認をします。

お試しサポート：「お試しサポート」を行うため、日程を決めます。

②子どもの様子について

生 活 習 慣：排泄や食事について、ミルクや昼寝の時間など

健 康 状 態：平熱、アレルギーの有無、既往歴等その他気をつけること

③準備するものについて

食事・おやつ：利用会員、援助会員のどちらが準備するか。金額も決めます。

食物アレルギー、好きな食べ物、嫌いな食べ物

子どもの使うもの：ミルク、おむつ、着替え、タオル（基本的には利用会員が多めに準備をします）

おもちゃ、絵本 等

④緊急時の対応

緊急連絡先：サポート時に必ず連絡がとれる緊急連絡先の優先度を確認してください。

⑤利用会員宅での見守りサポートについて

■どの部屋でどのようなサポートをするか等を話し合ってください。

サポートについて、援助会員は、下記の内容を確認してください。

- 1 家事援助はできません
- 2 沐浴はしないでください
保護者が行う沐浴の見守り、お手伝いは可能です
- 3 基本のサポート場所以外には立ち入らないでください
（お手洗い・洗面所を除く）
- 4 飲み物・食べ物等は自分で用意してください
- 5 援助会員は電話、インターフォンには出ないでください
- 6 利用会員はサポート中、自宅で過ごしてください
- 7 貴重品は各自で管理してください



(2)『事前打合せ票』の取り扱い

- 『事前打合せ票』は3枚複写です。1枚目は援助会員用、2枚目は利用会員用、3枚目はセンター用です。
- 打合せ終了後、各自控えをお持ち帰りください。
- 『事前打合せ票』には個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分ご注意ください。

(3) 事前打合せ後の注意点

- 事前打合せで話し合った内容以外のことをサポートしないでください。事前打合せの内容に変更がある場合は、必ず利用会員からセンターに連絡してください。
変更内容によってはサポートができない場合があります。

事前打合せ票の見本

【記載例】

援助会員用

相模原市ファミリー・サポート・センター 事前打合せ票

実施日：西暦 年 月 日 () 時 分～ 時 分/ ペア ☒新規 ☐継続 (回目)

アドバイザー氏名 中央 富士子

利用会員地区名 橋本

利用会員番号	222222	援助会員番号	111111
利用会員氏名(ふりがな)	相模 良子(さがみ よしこ)	援助会員氏名(ふりがな)	神奈川 花子(かながわ はなこ)
住 所	252-5177 緑区西橋本5-3-21	住 所	252-0233 中央区富士見6-1-20
電 話 番 号	0 4 2 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	電 話 番 号	0 4 2 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
携 帯 電 話	0 9 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	携 帯 電 話	0 9 0 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
の会 連絡 以外	氏名・名称 相模 太郎 続柄 夫	の会 連絡 以外	氏名・名称 神奈川 善人 続柄 夫
	電話番号 0 9 0 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		電話番号 0 8 0 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
かかりつけの医療機関 名称 あじさいこどもクリニック(富士見)		平熱 3 6. 6	

サポート内容

ふりがな	さがみ かこ	呼び名	性 別	生 年 月 日	1 歳 1 ヶ月
子どもの氏名	相模 華子	かこちゃん	男・ ☒ 女	西暦 2023 年 5 月 1 日	
保育所・幼稚園等 施設名	施設名 けやき保育園	年 うさぎ 組	援助会員の 送迎時交通手段	徒歩(ベビーカー) 雨の場合はタクシー	
サ ポ ー ト 内 容	☒ 定期・ ☐ 不定期 曜日： 火 頻度： 月 2 回				サポート理由番号(手引きP12参照)
	主な内容： ☐ 送り ☒ 迎え ☒ 預かり ☐ 見守り (前月末) までに依頼				④
	内容(時間・場所・移動手段・食事・外遊びや散歩等)：				チャイルドシート/ベビーカー
	けやき保育園に17:30までにお迎えに行き、援助会員宅で20:00まで預かり。 保育園からベビーカー利用。食事を提供する(おやつはあげない)。 お迎えが夕方のため、外遊びはせずに家での預かりのみ。				☒ 有り・無し 受け渡し方法 保育園玄関右脇に置いてある。持ち手に名前をメモで書いて張っておく。

サポート以外 の謝礼	1. 食事(ミルク) 300 円 2. おやつ 円 / 持参()
	3. 交通費 雨天時タクシー代⇒実費 円 4. その他() 円

謝礼の支払い方法について 毎回お迎え時に支払い

アレルギー等、健康上気を付けること 鼻水が出て中耳炎になりやすいので、よく鼻水をかませてほしい

施設への紹介予定日 2024 年 6 月 3 日 (月) 16 時～

お試しサポートの予定日 2024 年 6 月 8 日 (土) 10 時～

引き取りに来る人： ☒母・☒父・祖母・祖父・その他()

備考：	【災害時について】
好きなのはカレー。嫌いなのはシイタケ類。遊び始めたらおしまいにする。	連絡方法(例：災害伝言ダイヤル活用等)：
パンツ型オムツを使用。事前には伝えないが、出るともぞもぞする。	NTT「171」活用。
オムツ、おしりふき、着替え(保育園かばんに入れる)	避難場所：〇〇公園
使用済みおむつは持ち帰りを。音の出るものとシールが好き。眠くなったら指しゃぶりを。	迎え時間：40分位

※個人情報の取扱いには十分に注意し、ペア解消時はこの事前打合せ票を各自破棄か、センターへ返却するかを話し合ってください。

6 謝礼について

(1) 金額と考え方

「謝礼」は労働の対価としての賃金ではなく、お互いが気持ちよくサポートしあえるためのものです。

利用会員にとってはサポートに対する誠意と感謝の気持ちを表すもの、援助会員にとっては責任を持ってサポートをする励みとなるものです。

謝礼は原則、サポート当日に**利用会員が援助会員に直接現金で支払います。**

利 用 日 時	金 額	
	1 人 目	兄弟姉妹 2 人目以降
月～金曜日の午前7時～午後7時	1 時間 700円	1 時間 400円
月～金曜日の上記以外の時間帯	1 時間 900円	1 時間 500円
土・日曜日、国民の祝日、 年末年始（12/29～1/3）の終日	1 時間 900円	1 時間 500円

- 最初の1時間までは、10分のサポートでも1時間分
- サポート時間が1時間を超えた場合は30分単位で計算
最後の端数の時間が30分以内のときは30分とします
- 30分の金額は各1時間の金額の半額
- 送迎は援助会員が自宅を出発して、サポートを終えて自宅に戻るまでの時間を計算
- 同じ日に同じ援助会員が送り迎えの両方行う場合、別々に計算
- 利用会員が、児童扶養手当受給世帯（ひとり親家庭等）の場合、謝礼の半額を免除します。
（1月あたり上限額2万円、食費、交通費等は除く）
※免除を希望する人は「会員の手引き」(P29)の「相模原市ファミリー・サポート・センター
謝礼半額免除用申請書」と「児童扶養手当証書」のコピーを提出してください。
- ファミリー・サポート・センターは、幼児教育・保育無償化の対象事業です。
制度の詳細は、相模原市のホームページをご覧ください。
対象の方には、利用証明書を発行しますので、センターへお申し出ください。
※市の認定を受けた方が対象です。

同日・同時刻に
きょうだいを
サポートした時



- ① 事前打合せ場所が援助会員宅以外の場合、打合せ場所までの**援助会員の交通費実費。**

- ② 保育所等の送迎の場合
施設への紹介の際は施設1か所につき
1時間分の謝礼と援助会員の交通費実費。（P5②施設への紹介参照）

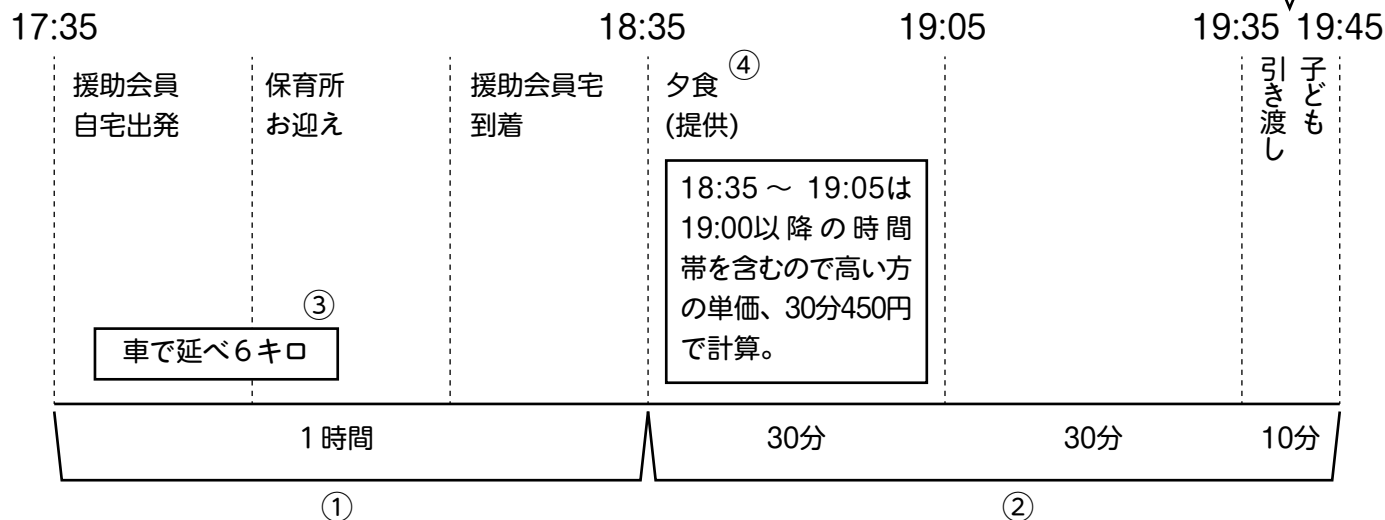
利用会員が用意するもの

- ③ サポート時に必要な食事（ミルク等）、おやつ、おむつ、保育用具等
★**食事を援助会員宅でお願いする場合**
目安（小学校低学年まで）
食事：300円 おやつ：100円

- ④ サポート時に必要な援助会員の交通費、駐車場代、**チャイルドシート**
★**車**：3kmまで200円。
その後1kmごとに50円ずつ加算
援助会員が自宅を出発し、サポートを終了して自宅に戻るまでの距離。

(2) 計算方法例

例) 保育所の迎えと預かり (食事含む)



最後の10分は30分
として計算。

① 17:35 ~ 18:35 (=1時間) $700円 \times 1時間 = 700円$

② 18:35 ~ 19:45 (30分 * 3回) $450円 \times 3回 = 1,350円$

③ 交通費：延べ6キロ $200円 (3^{\text{キロ}}分) + (50円 \times 3^{\text{キロ}}) = 350円$

④ 食事提供代 $300円 \times 1食 = 300円$



《合計は…?》①700円 + ②1,350円 + ③350円 + ④300円 = 2,700円

(3) 利用会員のキャンセル料

※援助会員のキャンセルについてはキャンセル料はかかりません。

キャンセルの連絡は、会員同士で直接行います。

利用予定日の前日午後8時までに直接連絡がついた場合	無料
上記以外、または当日 (理由を問わず)	1時間分の謝礼 (兄弟姉妹でも1人分のみ)
連絡なし (利用会員が依頼したことを忘れる、キャンセルを伝えてない等)	予定時間分の謝礼全額 (兄弟姉妹は人数分)

- お試しサポート、施設への紹介もキャンセル料の対象です。
- 兄弟姉妹を1人でもサポートした場合は、キャンセル料は発生しません。
- 援助会員はサポートのために準備をし、予定を組んでいます。キャンセルは早目に連絡をしましょう。
- キャンセル料は1週間以内に援助会員へ支払うようお願いいたします。
- 援助会員が急にサポートができなくなった場合、センターでは他の援助会員を紹介することができません。援助会員は利用会員が他の手段がとれるよう早目に連絡をしましょう。
- キャンセルの連絡はその内容を直接相手に伝えてください。留守番電話への伝言、FAXやメールでの連絡は確実に相手に伝わっているとは限りません。

7『サポート報告書(領収書)』について

- 『サポート報告書(領収書)』は3枚複写です。1枚目は援助会員用、2枚目は利用会員用、3枚目はセンター用です。
- 記入は援助会員が黒のボールペンではっきり書いてください。(消せるボールペンは不可)
- 利用会員は内容を確認してください。
- 再発行はできません。
- 援助会員はその月のサポート終了後、2枚目は利用会員へ渡し、3枚目のセンター用を翌月の5日までにセンターへ郵送してください。

報告書の見本

2024 年 4 月分

相模原市ファミリー・サポート・センター

援助会員用

サポート報告書(領収書)

利用会員	会員番号 222222	利用会員地区名 橋本	援助会員	会員番号 111111
	氏 名 相模 良子	子ども氏名 相模 一郎・華子		氏 名 神奈川 花子

サ
ポ
ー
ト
理
由

1. 保育所・幼稚園等の送り(施設間の送迎含む)

2. 保育所・幼稚園等の迎え

3. 保育所・幼稚園等の登園前の預かり及び送り

4. 保育所・幼稚園等の迎え及び預かり

5. 児童クラブの送迎

6. 児童クラブの開始前の預かり/預かり及び送り

7. 児童クラブの終了後の迎え及び預かり/帰宅後の預かり

8. 学校の送迎

9. 学校の登校前の預かり及び送り

10. 学校の放課後の預かり

11. 保育所・幼稚園・学校・児童クラブ等が休みの場合のサポート

12. 子どもの習い事等に関するサポート

13. 子どもの病気時(軽度)のサポート

14. 保護者の外出や用事に伴う預かり

15. 保護者の外出や用事に伴う付き添い

16. 保護者や家族の病気・介護に伴うサポート

17. 家事や他の子どもの育児・用事に伴うサポート

18. 保護者の就労に伴うサポート

19. 保護者の休息・リフレッシュ・習い事等のためのサポート

20. 育児の悩みや不安等に寄り添うサポート

21. お試しサポート

22. 施設への紹介

23. 当日キャンセル

24. その他()

日	曜	兄弟の場合の子ども氏名	サポート理由	利用会員宅のサポート	開始～終了(0時～24時)	時 間 (h)	金 額 (円)	食事・おやつ等(円)	交通費(円)	その他(円)	合 計 (円)	援助会員領収印
3	月	一郎	22		16:00 ~ 16:30	1	700		100		800	
5	水	華子	23		17:45 ~ 18:45	1	700				700	
20	木	一郎	7		17:45 ~ 20:00	2.5	2,050	300	200		2,550	
20	木	華子	4		17:45 ~ 20:00	2.5	1,150	300			1,450	
(略)												
日 数	3 日				合 計		4,600	600	300		5,500	

連絡事項等(お子さまの様子、センターへの要望等がありましたらご記入ください)

一郎君と華子さんが年齢的にもケンカをよくするようになり、対応について利用会員さんと話し合いました。

利用会員宅でのサポートの時は○をする

※援助会員はこのサポート報告書(領収書)を翌月5日までにセンターへ提出してください

兄妹で預かる場合は一人1行ずつ記入

サポート理由番号は、内容が2種類以上ある場合は、主な内容の番号を記入(打合せ時に決める)

その他の場合は、事前打合せで決めた内容を記入

複写なので3枚とも押印すること

8 注意事項

- 1 サポートを通して知り得た個人情報^(※)は他の人にももらしたり、SNSへの投稿等をしないでください。退会した後も同様です。
(※) 氏名や住所等により個人を特定できる情報
- 2 サポートは会員間の話し合いにより行われるものです。センターでは万が一に備え、保険に加入していますが、事故が起きた場合は基本的には会員間で解決していただきます。
- 3 **登録書や事前打合せ票の内容に変更が生じる場合、**(住所、氏名、連絡先、緊急連絡先、子どもの誕生、入園入学、その他サポートに必要な情報の変更等) **ペア解消や退会の場合はセンターへご連絡ください。**
※センターが把握していないサポート上の事故は保険適用になりません。
- 4 宗教の勧誘、政治活動、物品の斡旋販売、募金活動等を行わないでください。
- 5 ペアを組んだあとは、2年毎に改めて継続の確認をします。
利用会員から援助会員とセンターに連絡をしてください。
- 6 手引きの記載事項をご理解いただき、内容を遵守いただけない場合は、サポートの援助や利用をお断りする場合があります。

(1) 利用会員の皆様へ

- 1 サポートは有償ですが、ベビーシッターのような仕事とは異なり、援助会員はファミリー・サポートの主旨に賛同し、ボランティアの気持ちで協力して下さる地域の方達です。
感謝の気持ちを忘れず接してください。
- 2 あいさつや近況報告をし合うなど、日頃からの良好な関係がサポート時のお互いの安心感や、スムーズな支援につながります。
- 3 お迎えの時間が遅れたり、早まる場合は必ず援助会員に連絡を入れてください。
- 4 援助会員は育児の専門家ではありません。「しつけ」についてはお引き受けできません。
- 5 サポートは事前打合せで決めた内容になります。心がけてほしいこと、してほしくないことは事前打合せのとき、また、気づいたときにはっきり伝えてください。
- 6 援助会員の登録状況、依頼の内容、時間帯等によっては援助会員を紹介できない場合がありますので、ご了承ください。
ファミリー・サポートは子育て支援のひとつの手段としてお考えください。
※お約束したサポート当日に援助会員自身の体調やご家族の緊急な用事等でサポートができなくなる場合があります。
その時にどうするかも含めご家族で他の手立ても話し合っておくことをおすすめします。



(2) 援助会員の皆様へ

- 1 サポートは仕事ではないため、定期的、安定的な就労や対価を保障するものではありません。
- 2 利用会員の育児に対する考え等を大切にサポートをしてください。
- 3 複数の利用会員とペアを組んでいる場合、利用会員からの依頼日時が重なった時は、先に受けた依頼が優先となります。
- 4 子どもの背中やおしりを軽くたたくなどの行為も体罰にあたります。
(令和2年4月児童福祉法等)

9 補償保険制度について

センターは会員のサポート中の事故に備え補償保険に一括で加入しています。事故が発生した場合は、すぐにセンターへ連絡をしてください。

(1) 賠償責任補償について

ポイント

賠償責任補償は、ファミリー・サポート・センターおよび援助会員が、他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。(援助会員自身が被った損害に賠償責任補償を適用することは出来ません。)

事 由	対 象	補 償 額
対人・対物	1名・1事故ごと	最高2億円

※援助会員が自宅からサポート場所までの往復途上の事故で（法律上の）賠償責任を負った場合の補償額については、身体・財物共通で1事故につき最高2億円。

※自動車の所有・使用・管理に伴う賠償事故は補償対象外

※賠償責任事故は、自動車保険のように保険会社が示談交渉を代行することが出来ません。万が一賠償責任事故が発生した場合は、保険会社または担当保険代理店のアドバイスに基づき、センターまたは援助会員自身が被害者と直接交渉が必要です。

①他人の身体を傷つけたケース

援助会員が、サポート中に誤って利用会員の子どもに熱湯をかけてしまい、ヤケドを負わせてしまった。	適用になります。
預かった利用会員の子どもが、おもちゃを援助会員の家族に投げつけて、ケガを負わせた。	適用になりません。(援助会員自身と家族が被った損害事故のため) P17 (3) 利用会員の子どもによる加害事故の補償で保険適用になります。
【援助会員の自宅とサポート場所との往復途上の個人的な事故】 援助会員が、自宅から利用会員の自宅へ自転車で向っている途中、交差点でお年寄りにぶつかり、大ケガを負わせてしまった。	適用になります。

②他人の物品に損害を与えたケース

預かった利用会員の子どもが、援助会員が目を離したすきにベランダから物を投げて近隣住民の所有する車を傷つけた。	適用になります。 詳細な状況を確認のうえ判断します。
--	-------------------------------

援助会員が、利用会員から預かった子どものセーターを公園に置き忘れて紛失した。 (預かり物の紛失)	適用になります。
利用会員の子どもが、 援助会員の所有物 を壊してしまった。	適用になりません。(援助会員自身が被った損害事故のため) P17 (3) 利用会員の子どもによる加害事故の補償で保険適用になります。
【援助会員の自宅とサポート場所との往復途上の個人的な事故】 援助会員が、サポートを終えて自宅へ戻る途中、自転車のハンドル操作を誤り、駐車中の自動車にぶつかりキズをつけてしまった。	適用になります。

③見舞費用等の補償が適用できるケース

ポイント

利用会員の子ども等に発生した身体に関する事故により見舞金等を負担した場合、保険会社が認めた費用については、賠償責任義務とは関係なく、見舞費用等を補償します（請求には領収証が必要です）。

ただし、頻繁に適用する補償ではありませんので、必ず事前にセンターまでご相談ください。

利用会員の子どもが、援助会員の自宅の階段で転倒し足を骨折して入院した。賠償責任義務はないが、社会通念上の見舞（お花、お茶菓子等）をすることにした。	適用になります。
---	----------

(2) 傷害補償について（援助会員と利用会員の子どものケガ）

ポイント

傷害補償は「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った傷害事故を補償します。

- 日焼け、靴擦れ、持病の腰痛等は補償されません。
- **熱中症（熱射病・日射病）・細菌性食中毒**は補償されます。

事 由	援助会員補償額	利用会員の子ども補償額	備 考
死 亡	500万円	300万円	180日以内の死亡
後遺障害	15万～500万円	9万～300万円	180日以内の後遺障害発生
入 院	3,000円／日	2,000円／日	180日以内を限度
手 術	3,000円×所定倍率	2,000円×所定倍率	180日以内の手術
通 院	2,000円／日	1,000円／日	180日以内で90日を限度

①傷病における適用のケース

利用会員の子どもを抱えた際、 突然腰に激痛 が走り、初めて医師に腰椎捻挫と診断された。	適用されます。
利用会員の子どもを抱えた際、 持病の腰痛 になり、通院した。	適用されません。 (持病による事故は急激かつ外来の事故ではありません。)
利用会員の子どもが、真夏に援助会員と庭で遊んでいた際に熱中症になってしまい、病院で診察を受け、そのまま入院した。	適用されます。

②往復途上事故のケース

サポートを利用した利用会員の子どもが、自宅まで 通常経路 で帰宅していた際、車にはねられ大ケガをした。	適用になります。
援助会員が、預かった利用会員の子どもを利用会員の自宅まで送り届けた帰りに 通常経路外のスーパー に買い物に立ち寄った後、車にはねられ大ケガをした。	適用になりません。 (通常経路以外の事故や、時間的差異がある場合の往復途上の事故は適用になりません。)

③自動車事故のケース

サポートが終わり、援助会員が利用会員の子どもを 自家用車 で通常経路にて利用会員の自宅まで送り届ける際、自動車同士で衝突し、援助会員と利用会員の子どもが大ケガをした。	適用になります。
--	----------

※自動車事故における賠償責任や自動車の修理費用は、ご自身で加入されている「自動車保険」での対応をお願いします。

④治療先が病院以外のケース

ポイント 傷害補償の適用は、医師の治療を受けることが原則です。

針・灸・マッサージ院 での治療	適用されません。 (針・灸・マッサージ院での治療は医師の治療ではありません。)
------------------------	--

※柔道整復師の一部の施術は、医師の治療とみなします。

(3) 利用会員の子どもによる加害事故の補償について

ポイント

援助会員が、利用会員の子どもによる加害によりケガを負ったり、所有物を壊されたりした場合は、「援助会員災害見舞金制度」で補償します。

令和3年5月1日よりサポート活動による「新型コロナウイルス」の感染も補償します。(適用には、所定の要件があります)

身体障害 補 償	死 亡	10万円
	後遺障害	後遺障害の程度により最高10万円
	入 院	入院期間7日以内 (2万円)、8～14日 (3万円)、 15～29日 (5万円)、30日以上(10万円)
	通 院	通院期間7日以内 (1万円)、8～14日 (2万円)、 15日以上(3万円)
財物損壊 補 償	実損害額	3,000円以上
	お見舞金 支払い額	3,000円～ 10万円

利用会員の子どもが、援助会員や援助会員の子どもにケガをさせてしまった。	適用されます。
利用会員の子どもが、援助会員の自宅の大型テレビを壊してしまい、修理費用に10万円がかかった。	適用されます。 損害物の時価額により、減額となる場合があります。

※保険会社への問い合わせが必要です。

サポート中に起きた事故やケガ等は、センターにお問い合わせください。

【保険対象外】

- ・子どもに対する援助会員宅のペット（犬、猫など）による事故
- ・天災による事故
- ・被保険者や保険金受取人の故意による事故

10 災害時について

(1) もしもの時に備えて（事前打合せで①～④について確認）

①災害時の連絡方法を確認しましょう。

例）災害用伝言ダイヤルや伝言板の活用等。NTT災害伝言ダイヤルは「171」。体験利用ができます。携帯電話・スマートフォンは各会社のホームページを確認してください。

②避難場所の確認をしましょう。

利用会員・援助会員双方の自宅、避難場所や安全なルート、待ち合わせ場所等を確認してください。

③利用会員がすぐに迎えに来られない場合の対応について確認しましょう。

利用会員家族等が迎えに来るまでの時間、会員以外の引取り者の有無、預かり場所等。

④サポート場所について「安全な場所」「危険な場所」「非常口」の確認をしましょう。

⑤サポート場所を安全な環境にしましょう。

転倒・落下・飛出し・飛散防止等は家族のためにも大切です。

子ども目線に立って家具の高さ等も見直してみましょう。

⑥防災用品・持ち出し用品を準備しましょう。

子どものものは利用会員が準備します。おむつ等は多めに預けましょう。

⑦子どもと一緒に災害時のシュミレーション・体験をしましょう。

援助会員・子どもも「いざ」という時に慌てずに落ち着いて行動ができます。

⑧サポート前に災害（震度5以上の地震等）が起こったら活動は中止します。

キャンセル料はかかりません。



(2) サポート中（お互いの連絡先は常に携帯）

① 自宅で預かり中

- ☐ 援助会員と子どもの身の安全を確保してください。
- ☐ 火の始末、出口・避難経路の確保、情報収集をしてください。

② 送迎中

- ☐ 塀、石壁、門柱、電信柱、自動販売機、ガラス戸等から離れてください。
- ☐ 屋根やガラス等の落下物や垂れ下がっている電線に注意してください。
- ☐ 持ち物や両腕で頭を守り、建物から離れてください。
- ☐ 車を運転している時はスピードを落とし、道路左側に停車し、カーラジオで正確な情報を確認してください。車を離れる時は貴重品を持ち、キーをつけてロックしないでください。

③ 連絡を取り合う

- ☐ 事前打合せで確認した方法でお互いの安否、その後の対応を確認しましょう。
- ☐ 利用会員は到着時間の目安を伝え、すみやかにお迎えにいきましょう。
- ☐ 援助会員は保護者に引き渡すまで、子どもを安全に預かってください。

④ 避難する時

- ☐ 避難勧告が出たり、家屋の倒壊、火災の延焼等、危険と判断した場合は早目に避難しましょう。
- ☐ 援助会員と子どもの安全を第一に避難してください。

(3) 悪天候の対応

- ☐ サポート当日に悪天候（大雨、台風、大雪やそれに伴う凍結等）の場合は、援助会員と子どもの安全を第一とし、「安全にサポートができない」と判断した場合はサポートを中止してください。その際は双方で早目に連絡をしてください。
- ☐ 悪天候が予測できる時は「タクシーを使う」「時間を変更する」「サポートを中止する」等、双方で話し合ってください。（交通費実費は利用会員が負担します）
- ☐ キャンセル料についてはP11と同様の考え方です。

11 病気・ケガ・事故発生について

サポート中、利用会員は連絡がとれる態勢でいてください。援助会員は直接、事前打合せ票にある複数の連絡先にあたってください。

同時にセンター（☎042-730-3885）にもご連絡ください。

(1) 病気やケガについて

①利用会員に連絡をして対応を相談します。

②利用会員は早急に迎えに行ってください。

- 特に子どもは不安な気持ちになっているため、到着する時間の目安を伝えてください。

③応急手当が必要な場合は落ち着いて対処します。

- 消毒、止血、流水で冷やす等

- 嘔吐した場合はノロウイルス等の感染拡大の可能性もあるため、適切な処理が必要です。

子どもが吐いたもので喉をつまらせないように横向きに寝かせ、嘔吐でビックリしている子どもを更に動揺させないように落ち着いて行動しましょう。

※窓を開け換気し、使い捨てビニール手袋を使い、嘔吐物をペーパータオルでふき取り、付着していた場所を消毒液（塩素系漂白剤）で浸すように拭きます。嘔吐物のついた洋服等は二重にビニール袋に入れ、ビニール袋ごと利用会員に返してください。

ゴミも二重にビニール袋に入れ、援助会員も丁寧に手洗いをします。

④急を要するケガや病気の場合は119番をします。

P31を参照に、落ち着いて行動してください。

救急車を呼ぶ目安は…

- 高熱や嘔吐、頭部強打でぐったりして意識がない、顔面蒼白、けいれんが続く等。
- 呼吸困難の症状が出ている。
- のどに物を詰まらせ、逆さにして背中をたたいても取れない等。
- 誤飲（酸性・アルカリ性洗剤、塩素系漂白剤、防虫剤、ネズミ駆除剤、除草剤、有機リン系殺虫剤、たばこの吸い殻が入った灰皿の水、大量の医薬品等）

など

相談窓口（2024.3月現在）

かながわ小児救急ダイヤル	受診に迷った時、看護師等による相談 (毎日 午後6時～翌朝8時)	050-3490-3742 または#8000
こどもの救急 (日本小児科学会)	受診の目安となるインターネットサイト http://kodomo-qq.jp/	
相模原救急医療 情報センター	夜間・休日の受診可能な医療機関の案内 (平日17時～翌朝9時、土曜日13時～翌朝9時、日曜祝日9時～翌朝9時)	042-756-9000
(公財) 日本中毒 情報センター中毒110番	化学物質・医薬品・動植物等の急性中毒 ●大阪(365日24時間) ●つくば(365日9時～21時) ●たばこ専用(テープによる情報提供)	072-727-2499 029-852-9999 072-726-9922

(2) 事故の発生について

- ①自転車や自動車を使っのサポート中、または会員が徒歩であっても相手が自転車や自動車の事故は警察に連絡をしてください。
ケガをしている場合は救急車を呼びましょう。

- ②利用会員とセンターへ連絡をしてください。

※援助会員は自動車を運転する場合、運転免許証の確認と利用会員の連絡先がわかるもの(携帯電話や手帳等)を携帯しましょう。

**体調がすぐれない場合や服用している薬の種類によっては運転をしないでください。
(医師や薬剤師に確認)**

※保険の手続きが必要になる場合もありますので、事故やケガの対応が済み次第、センターにも報告してください。(熱中症・細菌性食中毒含む)

重篤な事故は48時間以内に市が国へ報告する義務があります。

平日 午前9時～午後5時 センター事務局 ☎042-730-3885
上記以外の曜日・時間帯 事故発生時のみ ☎042-754-1111
(相模原市役所)

12 サポート上の注意点

(1) サポートの前に

☐ 援助会員本人・家族は健康ですか？

⇒体調がすぐれない場合は無理をしないでください。病気によっては感染することもあります。

(2) 子どもの引き渡し時（会員相互で確認してください）

☐ 子どもの健康状態（機嫌、発熱、顔色、ケガの有無、泣き方、睡眠、おしっこ、うんち等の状態等）

☐ 事前打合せ票の緊急連絡先、連絡方法に変更がないですか？

☐ 緊急時に確実に連絡がとれる連絡先、迎えに到着するまでの時間の目安

☐ 食事、ミルク、おやつ、着替え、おもちゃ等利用会員が持参したものを確認してください。

☐ 育児用品（ベビーカー、おむつ、哺乳瓶、抱っこひも、おもちゃ等）の使い方を確認しましたか？

(3) サポート中

① 援助会員宅

☐ P24の「安全チェックリスト」を参考にサポートしてください。

.....

② 利用会員宅

☐ P8の「利用会員宅でのサポート」の注意点を参考にしてください。

.....

③ 送迎・公園等でのサポート

☐ ベビーカーの開閉時、周囲に子どもがいないか確認をしてください。

☐ ベビーカーからの転落に注意してください。

☐ 歩くときは子どもの手をしっかり握ってください。

☐ 小学校高学年等手をつなぎたがらない年齢の子どもは、安全の確保ができるよう並んで歩いてください。

☐ 子どもが歩道側、援助会員が車道側を歩くようにしてください。

☐ 止まっている車の前後に行かせないでください。

☐ 公園の遊具で遊ぶときは、常にそばに付き添い、事故防止につとめてください。

☐ 送迎中は寄り道をせずに事前打合せで決められた道を歩いてください。

.....

④車での送迎サポート

- ☐時間に余裕を持ち、安全に運転してください。速さより、安全を優先しましょう。
- ☐必ずチャイルドシート、ジュニアシート、シートベルトを着用してください。
援助会員は、チャイルドシート、ジュニアシート、シートベルトがきちんと固定、着用されているか必ず確認しましょう。
- ☐出発前にチャイルドロックの確認をし、子どもにドア、窓の開閉をさせないでください。
- ☐車の乗り降りの際、援助会員は周囲の安全に十分注意してください。
安全な場所に駐車し、開けたドアがぶつからないよう注意しましょう。
- ☐子どもを車から降ろすときは、子どもを先に降ろさずに、援助会員がドアを開けるまでチャイルドシートやシートベルトをつけたまま待つよう、援助会員と保護者からお子さんに必ず伝えましょう。
- ☐子どもを車内に残して車を離れないでください。
- ☐危険を感じた時は道路の左端に車を寄せてください。
- ☐子どもが車の中のものを壊した場合は、ファミリー・サポート・センターの保険は適用になりません。援助会員は利用会員に事象を伝え、基本的には利用会員が負担します。
- ☐車内の環境に気を付けましょう。(冷暖房の効きすぎ、直射日光など)
- ☐交通ルールやマナーを守り、事故や違反のないように注意してください。車に乗っている時(サポート中)の約束ごとなどを、保護者からお子さんにも言い聞かせてください。
自動車でのサポートを引き受けてくださるのは援助会員のご厚意です。お互いに安全・安心なサポートを心がけましょう。
- ☐事故があった時には、センターにもご連絡ください。

⑤乳幼児のサポート

SIDS (乳幼児突然死症候群)

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死をしてしまう病気です。原因は明らかではありませんが、生後2～6か月の子どもに多いため、以下のことに気を付けてください。

- ☐仰向けに寝かせてください。(うつぶせ寝はしないでください)
- ☐乳幼児を寝かせる布団は硬めのものを用意し、掛布団による窒息に気を付けてください。
- ☐厚着をさせ過ぎたり、布団を掛けすぎないように気を付けてください。
- ☐援助会員は腕枕をしたり、添い寝で寝入らないでください。(窒息の原因)
- ☐ミルクを飲ませた後はゲップをさせてから寝かせてください。
- ☐寝ている時もこまめに呼吸確認をしてください。

(その他)

- ☐ベビーベッドの柵はいつもあげておいてください。
- ☐ソファやこたつで寝かせないでください。
- ☐火傷防止のため、暖房器具に触れないようにしてください。
- ☐ドアのちょうつがい部分に指が挟まれることがあります。
ドアの開閉時は子どもの位置を確認してから行ってください。
- ☐コンセントや電気コードの感電に気を付けてください。
- ☐誤飲に気を付けてください。
- ☐階段の上り下りは、大人がいつも子どもの下側を歩いてください。



13 安全チェックリスト

大人にとっては何でもないことでも、子どもにとっては危険なことがたくさんあります。子どもを預かる前に、この安全チェックリストを目安に確認してください。

利用会員も自宅を一度確認してみましょう。

- | | |
|--|--|
| ☐ 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。 | ☐ 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもがひとりでは中に入れないような対策がしてありますか。 |
| ☐ 119番を呼ぶ際に必要となる情報（サポート場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。 | ☐ 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。 |
| ☐ 緊急連絡先（利用会員、センターなど）を控えていますか。 | ☐ 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。 |
| ☐ 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか。 | ☐ 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。 |
| ☐ ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。 | ☐ ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。 |
| ☐ たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか。 | ☐ 子どもの近くでたばこを吸ったり、熱いものを飲んでいませんか？ |
| ☐ 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか。 | ☐ 子どもの遊びやおもちゃの安全に気を付けていますか？ |
| ☐ ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 | ☐ 机、食器棚などの家具、あるいは角や縁の鋭い部分はカバーしてありますか？ |
| ☐ 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか。 | ☐ ペットは安全に配慮していますか？ |
| ☐ テーブルクロスは、はずしていますか。 | ☐ 子どものアレルギーについては把握していますか？ |
| ☐ 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもが触らないような対策がしてありますか。 | |

コピーして使用

「ひやり」や「はっ」と気付いた事象について教えてください。				
事象が発生した時期	年	月	日（ ）	時頃
事象が発生した場所	☐ 利用会員宅 ☐ 援助会員宅 ☐ 路上 ☐ 学校・保育園等 ☐ 公園等の屋外 ☐ 自動車 ☐ その他（ ）			
年齢・性別	歳 男 ・ 女			
事象の主な原因 (複数選択)	☐ 転倒 ☐ 家具・遊具等からの転落 ☐ 衝突 ☐ 危険物との接触 ☐ 誤飲・誤嚥 ☐ 預かりルールの違反 ☐ 自動車 ☐ 自転車 ☐ アレルギー（食物） ☐ 援助会員の原因（目を離した、電話に出ていた、 ぼうっとしていた、時間を忘れた等） ☐ 子どもの不安全な行動（暴れる、制止を振り切って走る等） ☐ 動物・虫 ☐ サポートが思い通りにいかずイライラした ☐ 子どもとの関係が上手くいかない ☐ その他（ ）			
発生時の行動	☐ 預かり・見守り中 ☐ 移動・送迎 ☐ 遊戯 ☐ 受入・引渡 ☐ 事前打合せ中 ☐ その他（ ）			
発生した際に 想定される被害	☐ ケガをした、またはケガにつながる可能性があった ⇒【ケガの種類】 ☐ 打撲・アザ ☐ 擦過傷 ☐ 裂傷 ☐ 骨折 ☐ 破折歯 ☐ 脱臼 ☐ 捻挫 ☐ 咬傷 ☐ 戸挟み ☐ 鼻血 ☐ その他（ ） ☐ 預かり中に体調が悪化する可能性があった ☐ サポート上のミス（失念、時間間違い、連絡ミス等） ☐ 子どもに対して乱暴な言動や振る舞い（暴言や手を出す等）を する可能性があった ☐ 子どもの心を傷つける可能性があった ☐ その他（ ）			
事象の詳細				

25

15 1年間サポートのなかった利用会員へ ～安心してサポートをお願いするために～

しばらくサポートのない方は、半年から1年に一度程度、利用会員から援助会員に近況報告を行うことをおすすめします。

利用会員は「万が一困ったときのため」にペアを組んでいる方もいます。

援助会員はしばらく会わない子どもをサポートする場合、不安を伴います。

子どももしばらく会っていない人に預けられると不安です。

必要性がなくても、たまには預けたり、子どもの顔を見せてください。

近況報告等を行うとスムーズなサポートにつながります。

FAXやお手紙、メールといった方法で、連絡をする際の参考の文面を添付しました。

信頼関係を大切に、良好なお付き合いをしていきましょう。

(参考文面)

神奈川花子さま

ご無沙汰しておりますがお元気ですか？

ファミリー・サポート・センターで（〇〇年〇〇月）にペアを組んだ
富士見在住の相模良子です。

息子の〇〇〇〇〇〇は、現在〇〇才〇〇か月になりました。

今のところは、サポートのお願いなしでも、自分達でやりくりが
できている状況です。

いざという時に、神奈川花子さんをお願いできるということが
お守りとなり、安心して子育てができています。

お見かけしたら、お声をかけさせていただきます。

今後どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

相模 良子

16 子育て支援団体等について (2024.3月現在)

※詳細は直接支援団体にお問い合わせください

(1) 家事援助＋子育て

①相模原市社会福祉協議会ふれあいサービス

妊娠中・産後1年間、ひとり親家庭等では利用会員宅で家事援助（掃除、買い物、調理等）を行います。

障がい児のいる世帯については子どもの送迎等を行います。

城山・津久井・相模湖・藤野地区⇒緑区事務所（☎042-775-8601）

中央区・橋本・大沢地区⇒福祉推進課（☎042-756-5098）

南区⇒南区事務所（☎042-765-7065）

②NPO法人ワーカーズ・コレクティブ はっぴー：緑区（☎042-771-8061）

③ワーカーズ・コレクティブ あいわ：南区（☎042-705-4485）

(2) 障がい児の送迎

NPO法人ワーカーズ・コレクティブ わっか（☎042-750-1416）

17 子どもに関する相談窓口

(2023.3月現在)

子どもとその家庭についての総合相談

緑子育て支援センター (☎042-775-8815 相談専用)

中央子育て支援センター (☎042-769-9221 相談専用)

南子育て支援センター (☎042-701-7700 相談専用)

子育て世帯訪問支援事業

産後間もなく、「体調がすぐれない」「家族等から支援が受けられない」「ふたご・みつごを育てている」等の理由から日々の家事に負担を抱える世帯や幼いきょうだい等の世話をするヤングケアラーのいる世帯等に対し、家事支援業者がご自宅を訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行います。

詳細は相模原市ホームページをご覧ください。

相模原市 子育て世帯訪問支援事業

検索

「子育てガイド」について

相模原市では、妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報、各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談機関の情報、0歳からの絵本の紹介等の子育て情報をまとめた冊子「子育てガイド」を作成しています。この「子育てガイド」は、子どもが生まれた直後に必要となる子育て情報がわかるように母子健康手帳交付時や転入届提出時に配布するほか、市内まちづくりセンター、公民館、こどもセンター等に配架するとともに、各種子育て支援事業の際に配布しています。

ファミリー・サポート・センターでもお渡しできますので、必要な方は、センターにお問合せください。

相模原市長あて

相模原市ファミリー・サポート・センター謝礼半額免除用申請書

「相模原市ファミリー・サポート・センターひとり親等利用支援に係る謝礼半額免除」を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

【チェックしてください】

- ☐ 1 か月あたり上限 2 万円、食費、交通費等は除きます。
- ☐ 「児童扶養手当証書」のコピーを添付してください。
- ☐ 児童扶養手当証書のコピーを提出した月から免除対象となります。
提出がない場合は、半額免除の対象となりませんので、注意してください。
- ☐ 児童扶養手当受給対象外の通知があった場合は、センターにお知らせください。
- ☐ 児童扶養手当証書の更新時期を迎えたら、新たな児童扶養手当証書のコピーを提出してください。
- ☐ 上記内容について承諾しました。

緊急時の対応について

- 慌てずに落ち着いて行動しましょう。
- 預かっている子どもに何かあった場合は、利用会員に連絡をし、その後の対応を確認しましょう。

救急車の呼び方

119 番通報をすると、指令員が救急車の出動に必要なことを、順番にお伺いします。
緊急性が高い場合は、すべてお伺いする前でも救急車が出動します。
あわてず、ゆっくりと答えてください。

1. 救急であることを伝える

119 番通報をしたら、まず「救急です」と伝えてください。



2. 救急車に来てほしい住所を伝える

住所は、必ず、市町村から伝えてください。
住所が分からない時は、近く大きな建物、交差点など目印になるものを伝えてください。



3. 具合の悪い方の症状を伝える

最初に、誰が、どのようにして、どうなったと簡潔に伝えてください。
また、分かる範囲で意識、呼吸の有無等を伝えてください。



4. 具合の悪い方の年齢を伝える

具合の悪い方の年齢を伝えてください。
分からない時は、「幼児」のように、おおよそでかまいませんので伝えてください。



5. あなたのお名前と連絡先を伝える

あなたのお名前と 119 番通報後も連絡可能な電話番号を伝えてください。
場所が不明な時などに、問い合わせることがあります。



この番号を
登録してください。
センターからの
電話には、
折り返し連絡を
お願いします☆



利用の申し込み・お問い合わせ

相模原市ファミリー・サポート・センター事務局

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-20 相模原市社会福祉協議会内（あじさい会館2階）

☎ **042-730-3885**

開設時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※上記以外の曜日・時間帯の事故発生については☎ 042-754-1111

メール famisapo@sagamiharashishakyo.or.jp

H P https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/family_support/index.html



▲
相模原市ファミリー・サポート・センターの仕組みは、
ホームページ「入会説明会について」からも視聴できます。



▲
相模原市ファミリー・サポート・センターのLINE公式アカウントです。
センターからのお知らせ、研修会、交流会の案内、活動内容の紹介などをお届けします。
登録のご協力をお願いいたします。



相模原市 子育て応援イメージキャラクター
「はなたん」